

消費税インボイス制度・電子帳簿



保存法学習会に40名が参加！

尾北民商は7月12日（水）に江南市民文化会館で、あいち税経の川澄延夫税理士を講師に招き、インボイス制度・電子帳簿保存法の学習会を行いました。

事業者のインボイス制度への関心も高く、40人が参加しました。

学習会の内容から、いくつか抜き出して紹介します。

インボイス制度が施行されてしまう事で一番の問題は、個々の事業者の取引情報を政府が握ること。すべては税務調査をやりやすくするため

例えば全ての取引が電子情報で記録され、税務署がそれを遠隔で閲覧できるようになったら、本人の知らないうちに税務署内で調査ができてしまいます。

業者はインボイスによって、国民はマイナンバーによって、取引・所得・資産といった個人情報と行政が把握することが政府の狙いです。

インボイスにかかわる交渉が、独占禁止法・下請法・建設業法違反に抵触する場合があります

買い手側が有利な立場を利用してインボイス発行事業者登録を強制したり、消費税分に配慮しないで買ったいたり、登録しないことを理由に一方的に取引を停止したりした場合、これ等の法に違反する可能性があります。

インボイス登録を取り消しても、売上要件以外で消費税の申告・納付義務が残る場合があります

登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除き、インボイス登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません。

個人事業者が来年1月以降に登録した場合、1年だけインボイス業者になって、2年目から免税業者に戻るという事はできません。

電子帳簿保存法の内容が4月に改正

電子帳簿等保存（総勘定元帳などを印刷せずにデータのままで保存する）と、スキャナ保存（紙で受け取っ



2023年
7月24日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

た請求・領収書などをPDFなどデータにして保存する)を行うのは、希望者のみです。

来年1月から義務化されるのは電子取引データ保存です。電子データで受け取った書類は一定のルールに則り、電子データのままで保存することになります。

パソコン・スマホに画像データの請求・領収書が送られて来る人が、これに該当します。FAX受信は、これまでと同じく送信された紙の保存で構いません。

◆ ◆ ◆
学習会の参加者からは、「登録すると困るけど、しないともっと困らされる」「渡して話したい相手がいるので、学習会のレジュメを余分に頂けませんか？」などの声がありました。

インボイス制度は事業者にとって本当に頭の痛い問題です。しかし小規模事業者にインボイス制度を押し付けても、岸田内閣が目指す防衛費増額分5兆円には足りません。

企業の内部留保は2021年度分で516兆円（資本金10億以上の巨大企業分だけで484.3兆）に達していますが、法人税の最高税率を昔に戻す、内部留保に課税する、といった動きは見られません。

政府はインボイスの導入を理論的裏付けに、消費税の増税を行なおうとする可能性があります。民商は小規模な事業者に理不尽な負担を強いるインボイス制度を、中止に追い込むための運動を続けます。

尾北民商なんでも相談会を開きます！

8月6日(日)午後1時から3時まで 江南市民文化会館 一階 和室にて